

福井労働局発表
平成28年4月28日

担当

福井労働局雇用環境・均等室
室長 野添 雅恵
監理官 高柳 純子
補佐 上野 郁
電話 (0776)22-3947

子育てサポート企業(くるみん企業)を認定しています！

～平成27年度次世代育成支援対策推進法施行状況～

福井労働局(局長 早木武夫)は、平成27年度の次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)の施行状況についてまとめましたので公表します。

1 認定状況 ～平成27年度に7社 うち1社は特例認定～

福井労働局は、平成27年度、次世代法に基づき「子育てサポート企業」を7社認定しました。県内の認定企業は合計23社、うち2回目認定企業は3社、3回目認定企業は3社、特例認定(プラチナくるみん)は1社となりました(別添1)。

平成27年度認定企業

- 小浜信用金庫(小浜市)【特例認定】
- (株)鯖江村田製作所(鯖江市)
- (株)日本ピーエス(敦賀市)
- (株)福井銀行(福井市)【2回目】
- (株)福井新聞社(福井市)【2回目】
- 福井信用金庫【3回目】
- 国立大学法人福井大学【3回目】

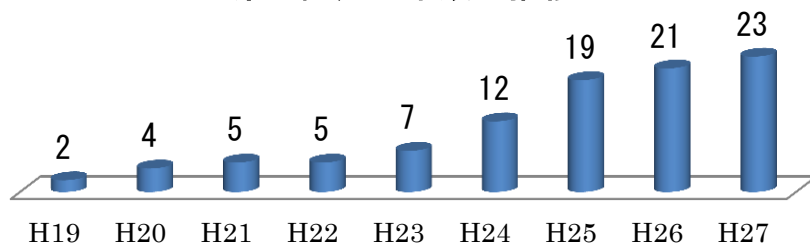


特例認定マーク「プラチナくるみん」



次世代認定マーク「くるみん」

県内認定企業数の推移



	福井県	富山県	石川県	全国計
認定企業数	23社	36社	24社	2,484社

(平成28年3月末現在)

2 次世代育成支援対策推進法とは

次世代法は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国・地方公共団体・企業・国民が担う責務を明確にする法律です。（平成 37 年 3 月 31 日までの時限法）

企業は従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、計画的に取組を実施します。

常時雇用する従業員が 101 人以上の企業は、労働局への届出が義務となっています（100 人以下は努力義務）。

3 次世代法に基づく認定とは

行動計画を策定・実施し、男性の育児休業取得などの一定の基準を満たした企業は、申請により「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

特例認定とは、くるみん認定を受けた企業が、さらに進んだ取組を行い、基準を満たすことで「プラチナくるみん」を受けることができる制度で、平成 27 年 4 月 1 日から新たに設けられました。

4 認定のメリット

○認定マークの表示

認定を受けた企業は、くるみんマークを商品、求人広告等に表示し、子育てサポート企業であることを PR できます。その結果、企業イメージの向上、従業員意識向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。

○税制優遇制度

事業所内保育施設等の次世代育成支援に資する資産の減価償却について、割増償却制度の適用を受けることができます（別添 2）。

【添付資料】

別添 1 県内認定企業一覧、一般事業主行動計画策定・届出状況

別添 2 仕事と家庭の両立支援に積極的に取組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充

平成 27 年度次世代育成支援対策推進法施行状況（平成 28 年 3 月末）

1 認定企業一覧

国立大学法人福井大学（福井市）【3 回】	株式会社シャルマン（鯖江市）
福井県民生活協同組合（福井市）	医療法人たけとう病院（勝山市）
株式会社福井村田製作所（越前市）	医療法人千寿会（福井市）
福井信用金庫（福井市）【3 回】	医療法人広瀬病院（鯖江市）
小浜信用金庫（小浜市）【3 回】	医療法人誠医会（越前市）
株式会社福邦銀行（福井市）【2 回】	花咲ふくい農業協同組合（坂井市）
日本システムバンク株式会社（福井市）	社会福祉法人ほのぼの苑（南越前町）
株式会社福井銀行（福井市）【2 回】	南越建設工業株式会社（越前市）
医療法人林病院（越前市）	株式会社吉村甘露堂（大野市）
株式会社福井新聞社（福井市）【2 回】	株式会社日本ピーエス（敦賀市）
株式会社ヨシケイ福井（鯖江市）	株式会社鯖江村田製作所（鯖江市）
揚原織物工業株式会社（鯖江市）	

2 一般事業主行動計画策定・届出状況

	従業員 101 人以上 （義務企業）		100 人以下 （努力義務企業）	計
		届出率		
福井県	316 社／320 社中	98.8%	362 社	678 社
富山県	533 社／534 社中	99.9%	1,079 社	1,612 社
石川県	535 社／537 社中	99.6%	989 社	1,524 社
全 国	45,674 社／46,818 社	97.6%	18,108 社	63,782 社

※ 都道府県別の行動計画策定・届出状況、認定状況については四半期ごとの数値を厚生労働省ホームページで公開

厚生労働省トップページ > 分野別の政策「雇用・労働」> 雇用均等> 施策情報「仕事と家庭の両立」

> 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について > 次世代育成支援対策推進法関係

> 次世代育成支援対策取組状況

税制改正大綱の概要

企業がくるみん認定(次世代育成支援対策に係る基準適合認定)を受けた場合の建物等の割増償却制度(認定を受けた事業年度のみ)について、プラチナくるみん認定(特例基準適合認定)を受けた場合には3年間の割増償却とし、対象資産については一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物付属設備で次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率について見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

①くるみん認定を受けた場合

- 1. 適用期限の3年間の延長**
平成27年3月31日 → 平成30年3月31日
- 2. 割増償却の対象資産の変更**
全ての建物及びその附属設備 → 次世代育成支援に資する資産であって、一般事業主行動計画に位置付けた資産
- 3. 割増償却率**
32% →

建物及びその附属設備	101人以上企業24%、100人以下企業32%
それ以外の資産	101人以上企業18%、100人以下企業24%

※ 割増償却の適用期間
次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた日を含む事業年度

②プラチナくるみん認定を受けた場合

- 1. 適用期限**
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2. 割増償却の対象資産**
次世代育成支援に資する資産であって、一般事業主行動計画に位置付けた資産
- 3. 割増償却率**

建物及びその附属設備	15%
それ以外の資産	12%

※ 割増償却の適用期間
認定を受けた事業年度から3年間

対象資産: 一般事業主行動計画に記載

- 出産前後の妊産婦を含む子育てをしつつ活躍する女性労働者へ配慮するための資産(授乳コーナー等)
- 子育て支援となる資産(事業所内保育施設等)
- 働き方の見直しに資する資産 等

プラチナくるみん認定基準

- 計画期間における男性労働者の育児休業等取得率13%以上【くるみん認定: 男性育児休業等取得者1人以上】
- 計画期間における女性労働者の育児休業等取得率75%以上【くるみん認定: 同左】
- 次の①~③全てについて取り組むこと(①又は②について数値目標を定めて実施、達成)【くるみん認定: ①~③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること、※はプラチナくるみん認定のみ】
 - ① 所定外労働削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

※これに加え、計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者が5%以下
又は、計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと
- 計画期間における女性労働者の継続就業率55%以上【くるみん認定: なし】等



行動計画(例)

- 目標1 : 男性の育児休業取得率13%
- 目標2 : 女性の継続就業率55%
- 目標3 : 事業所内保育施設を〇〇年度内に設置する